WEB特別金利定期預金

2025年4月28日現在

商品名	インターネット専用定期預金「WEB特別金利定期預金」
販売対象	当金庫の個人インターネットバンキングをご利用いただいている方。
預金の種類	インターネット専用定期預金「スーパー定期IB」 1年ものとします。 ※自動継続（元金継続または元利金継続）のお取り扱いとなります。
預入期間	1年
預入 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	 個人インターネットバンキングを利用した一括預入 個人インターネットバンキングにログイン後、画面上から定期預金の新規預入を受け付けます。 預入はお客様が登録された普通預金口座からの振り替えに限ります。現金での預入受け付けはできません。 インターネット専用定期預金「スーパー定期IB」の1年もの自動継続扱いとしてお預かりします。 一口の預入金額は10万円以上300万円未満。 1円単位
お取扱時間	月曜日7:00～24:00　火～金曜日0:00～24:00　土曜日0:00～21:50　日曜日・祝日8:00～24:00 ※12月31日から1月3日は日曜・祝日と同様のお取り扱いとなります。
払戻方法	満期日以後に一括してお支払いします。 ※お客様が登録された普通預金口座への振り替えに限ります。現金でのお支払いはできません。
利息 （1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法	 この預金の適用金利は下記の通りとします。 固定金利　年0.350% ※満期日における自動継続後の利率は、継続日における当金庫ホームページ掲載のインターネット専用 定期預金「スーパー定期IB」1年ものの利率を適用します。 満期日以後に一括してお支払いします。 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算。
税金	お利息に20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% （国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ※マル優のご利用はできません。
手数料	不要です。
付加できる 特約事項	ございません。 ※総合口座の担保とすることはできません。
中途解約時 の取扱い	この預金は期限前の解約はできません。やむを得ず満期日前に解約する場合は、個人インターネットバンキングにログイン後、画面上から解約手続きをすることができます。解約手続きの後、解約日に当初元金と次に記載するに応じた期限前解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお客様が登録された普通預金口座へお支払いします。 ※現金でのお支払いはできません。 ・お預入6ヶ月未満の場合は解約日の普通預金利率となります。 ・お預入6ヶ月以上1年未満の場合は約定利率×50%となります。
金利情報の 入手方法	・金利は当庫ホームページをご覧いただくか、窓口へお問い合わせください。
その他	この商品概要説明書に定めのない事項については、通常の定期預金規定により取り扱いします。

富山信用金庫

苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話:0120-964-522)にお申し出ください。 紛争解決措置　富山県弁護士会、金沢弁護士会、福井弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記「ご意見・ ご要望受付窓口」(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申し立てていただくことも可能です。 富山県弁護士会紛争解決センター(電話:076-421-4811) 金沢弁護士会紛争解決センター(電話:076-221-0242) 福井弁護士会紛争解決センター(電話:0766-23-5255) 東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-2249) 尚、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地区の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考 となる事項	・本商品の預入には、個人インターネットバンキングをお申込みいただく必要がございます。 ・お取引店は、個人インターネットバンキングの代表口座店となります。 ・無通帳取引となりますので、通帳・証書は発行しません。通帳・証書に代えてインターネットバンキングの「定期照会」メニューより残高や内容をご確認ください。 ・初めてインターネットバンキングをご利用なされる場合は、手続き完了後「画像認証カード」が送付されます。定期預金の新規預入は「画像認証カード」送付後に可能となります。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)

富山信用金庫